

三重県流入車対策要綱（案）の実施延期について（案）

1 これまでの判断

（平成24年度における判断）

平成23年度に三重県が行ったシミュレーション調査結果（参考資料2）に基づき、環境省の求める「基本方針」を達成するためには、対策地域内の従来の取組だけでは限界があるため、新たに流入車対策を実施する必要があると判断していました。

また、この時、平成23年度の二酸化窒素の環境基準は達成していましたが、運送業界の聴き取りでは、物流量は東日本大震災前の状況まで回復していないことから、この結果は一時的なものと考えていました。

（平成25年度における判断）

平成23年度に続き、平成24年度も二酸化窒素の環境基準を達成（確定日H25.8.8）し、今年度の状況についても、9月末時点でみると、これまでの傾向から達成する見込みであることがわかってきました。

対策地域外から流入する車種規制非適合車の割合は、平成22年度は20%、平成23年度は15%、平成24年度は10%と想定以上に減少していることも環境基準達成の1つの要因と考えられ、今後も車両の老朽化等で車両代替が年々進むことを考慮すれば、景気動向による交通量に大きな変化がない限り、今後、二酸化窒素の環境基準を達成する可能性は高いと判断できます。

2 事務局からの提案

三重県流入車対策要綱（案）の実施を延期いたしたい。

なお、環境基準の達成状況は景気動向による交通量の影響を受ける場合があるため、今後、環境基準を達成できないおそれが出てきた場合には、再度その対策を検討していきます。